

●韓国IPGの活動

- ・IPGセミナーの振り返り 01
- ・第40回韓国IPGセミナー「次世代が考える知財戦略2024」 02
を開催しました
- ・第41回韓国IPGセミナー「韓国における産業財産権入門」 04
「日本における産業財産権入門」を開催しました

●IPを知ろう

- ・IPニュース 05
- ・「新・知財最前線は今」 06
 - 欧州での特許出願件数、韓国が第5位へ浮上！
 - 韓国における知的財産QRコード表示
 - 日韓知的財産協力の10年ビジョン



韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記のURLよりお願いします。
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/>
韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。



事務局からのお知らせ

いよいよ春の季節となつてまいりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？ ジェトロ韓国知財ウェブサイト(<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>)には、最近の韓国知財ニュースや法改正情報、判例解説などを掲載しています。是非ご覧ください。



CAUTION

韓国IPG Informationに掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。



知財トリビア！

2025年は、韓国の「発明の日」が制定されて何周年？

- ① 50周年 ② 60周年 ③ 100周年

※ 回答は(3頁)下部に記載してあります。

●韓国IPGの活動

IPGセミナーの振り返り

2024年は知的財産権を幅広く、様々な観点で学べるようなセミナーを企画・実施しました。多くの講師・先生方の協力を得て、多くの皆さんに受講いただき、大変有意義なセミナーを実施できました。ここまでのセミナー開催について、簡単に振り返りを行いたいと思います。

2024年に開催した韓国IPGセミナー



【第37回】 2024.2.26. (月)
アニメ・漫画、デジタルコンテンツの持つ魅力

日本のアニメ・漫画をテーマに、コンテンツを通して、著作権の理解を深め、その魅力から生じる効果について紹介しました。

・プログラム

- アニメ・漫画、YouTubeから見る著作権の姿
- Anime X Game Festival 2023での出展体験記
- コンテンツと自治体の付き合い方(静岡県内の例)



【第38回】 2024.5.9. (木)
日本語で韓国特許情報を調査してみよう！

J-PlatPatを用いて、日本語で韓国特許情報をどのように検索できるのか、その方法について紹介しました。

・プログラム

- J-PlatPatを用いて日本語で韓国特許情報を調査してみよう！



【第39回】 ソウル：7.26. (金) / 東京：7.30. (火)
韓国における商標最前線2024

最新の韓国商標制度を法制度の改正という観点や、商標をどのように活用しているのかという観点で紹介しました。

・プログラム

- 韓国における最新商標制度
- 韓国における最近の商標制度活用動向



【第40回】 2024.9.27. (金)
次世代が考える知財戦略2024

淑明女子大学と共催し、淑明女子大学の学生の皆さんに、現代社会において見られる様々な課題に対して知財という観点で様々な提案を行っていただきました。



【第41回】
韓国における産業財産権入門 2024.10.25. (金)
日本における産業財産権入門 2024.11.27. (水)

韓国特許庁国際知識財産研修院 (IIPT) と共催し、韓国知財に関心のある日本企業に対して、韓国における産業財産権の基礎を解説し、日本知財に関心のある韓国企業に対して、日本における産業財産権の基礎を紹介しました。

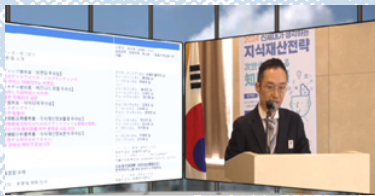
2024年のセミナーでは、はじめての取り組みも多く実施できました。昨今新たなビジネスの領域となっているコンテンツについて、IP R&Dとしても重要な特許情報の検索について、また、久々の日韓両国開催となった商標についてのセミナー、初めての大学生とのコラボ、日韓双方のユーザーへの交差的なセミナー、など開催できました。2025年も様々な企画を行いたいと思います。IPG

第40回韓国IPGセミナー 「次世代が考える知財戦略 2024」を開催しました

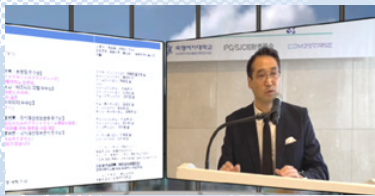
先進的な知財教育を実践する淑明女子大学の協力を得て、韓国IPGと共催で、セミナーを開催しました。これからの韓国を担う、淑明女子大学の学生の皆さんに、現代社会において見られる様々な課題に対して知財という観点で様々な提案を行っていただきました。1チーム、2～3人のグループで、15チームからの提案応募があり、上位5チームを優秀賞として選定し、セミナー当日に、優秀賞受賞の5チームによる発表を行いました。提案発表の後、専門家の先生から各提案についての講評を行っていただき、最後に表彰を行いました。当日の様子は、現地会場参加に加え、オンライン上で、Zoomウェビナー及びメタバー配信を行いました。

プログラム 2024年9月27日(金)	
13:00~13:10	開会挨拶 大塚裕一副所長 (JETRO ソウル)
13:10~13:20	来賓・コメンテーター等ご紹介
13:20~15:00	発表 (発表順は当日決定します)
【ブランディング優秀賞】	
「次世代のアイスマリカーノのブランディング」	
【ビジネスモデル優秀賞】	
「AIを活用した認知症との共存」	
【アイデア優秀賞】	
「ムクムクタンブラー」	
【知的財産情報活用優秀賞】	
「知的財産産業活性化のためのプラットフォーム事業の提案」	
【知的財産情報分析優秀賞】	
「安全に関する例外はありません」	
15:00~15:30	講評 ハン・コジン教授 (淑明女子大学)
15:30~15:50	表彰式 大谷徹代表理事 (株式会社韓国日立)
15:50~16:00	総評及び閉会挨拶 ハ・コンス教授 (淑明女子大学)

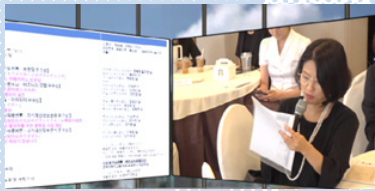
プログラムと全体風景



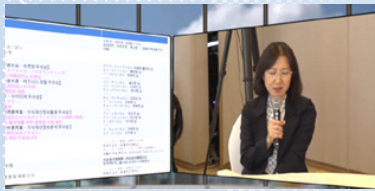
【開会挨拶】ジェトロ・ソウル事務所副所長 大塚 裕一



【開会挨拶】淑明女子大学 ハ・コンス 教授



【講評】淑明女子大学 ハン・ユジン教授 (事業団長)



【講評】WANNABE Patent & Law Firm キム・ユリ 弁理士



表彰式:受賞者と韓国IPGリーダー
大谷徹 (韓国日立代表・社長)



表彰式:受賞者感想

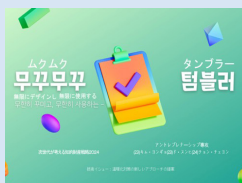
各賞概要



【ブランディング優秀賞】
次世代のアイスマリカーノのブランディング
リベラ・ジュリアン さん、ホン・イ
エリムさん、ハ・コジョン さん
市場分析を行い、アイスマリカーノの課題を抽出。環境、値段、味、健康の4つの課題に特許、意匠、商標、著作権での解決を検討。



【ビジネスモデル優秀賞】
AIを活用した認知症との共存
ソン・スミン さん、シン・イェビ
ンさん、チェ・ジウォン さん
認知症治療の現状を分析し課題を抽出。認知症と共存するための技術を検討し、AIを活用した既存特許等を調査し、ビジネスモデルを提案。



【アイデア優秀賞】
ムクムクタンブラー
キム・ヨンギョ さん、ド・スンヒ
さん、チョン・チェヨン さん
流行のタンブラーに関する課題を抽出。先行技術を調査し、環境負荷を減減すると同時に顧客の収集欲を満たすビジネスモデルを提案。



【知的財産情報活用優秀賞】
知的財産産業活性化のためのプラットフォーム事業の提案
アン・ソヨン さん、アン・ソヒョン
さん、イ・ガウン さん
実際に知財情報を調査した経験をもとに、誰でも知財情報を簡単に活用できるビジネスモデルを提案。

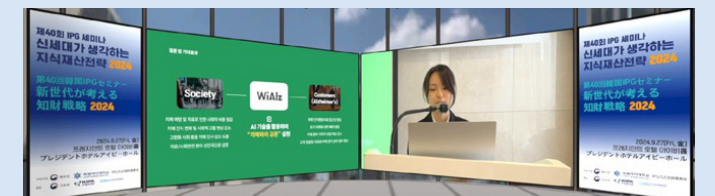
【知的財産情報分析優秀賞】 プールでの混雑環境下での、安全に関する例外はありません
緊急事態を発見する技術について先行技術調査等を行い、イ・チェヨン さん、シン・ジヘ さん、ビジネスモデルを提案。

どのテーマの提案も、課題の設定から、解決手段の検討、そこに至るまでの調査・分析などのアプローチにおいて、知的財産を的確に活用しており、非常に素晴らしい提案となりました。韓国における特有の文化などを背景とした考察や、現代社会の世界的な課題まで、様々な提案がなされ、実際のビジネス化へのさらなる検討が楽しみな内容となりました。

【ブランディング優秀賞】 「次世代のアイスマリカーノのブランディング」



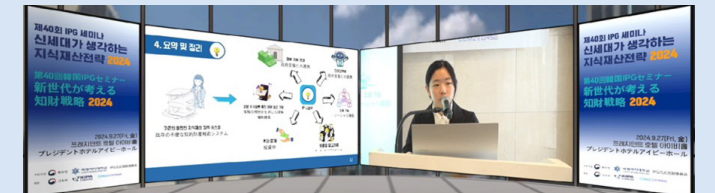
【ビジネスモデル優秀賞】 「AIを活用した認知症との共存」



【アイデア優秀賞】 「ムクムクタンブラー」



【知的財産情報活用優秀賞】
「知的財産産業活性化のためのプラットフォーム事業の提案」



【知的財産情報分析優秀賞】 「安全に関する例外はありません」



発表風景



2025年は、この流れを引き継いで、日本の関係者にも参加してもらい、日韓両国の次世代の若者に、新たな知的財産を活用した提案を行ってもらえると、素晴らしいものになるのではと期待しており、検討を行っています。IPG

韓国知財ウェブサイトによる知財情報発信を行っていますので、ぜひご参照ください。

韓国知財ウェブサイトによる知財情報発信

- ・韓国知的財産ニュース
(メルマガも月2回発行)
- ・法律改正情報、政策情報、統計情報
- ・知財判例データベース
(1999年以降の知財判例500件以上について概要や専門家からのアドバイスを蓄積)
- ・各種調査報告、マニュアル等

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>



知財トリビアの回答

正解は②の60周年です。「発明の日」は世界で初めて測雨器を発明した1441年5月19日を記念するために定められたもので、2025年が60周年を迎える節目の年となります。韓国特許庁では、発明の日60周年記念イベント推進団も発足し、「Best 60、Next 60」というスローガンを掲げてセレモニーを行い、この60年間にわたる発明による技術革新の成果を振り返り、未来のビジョンを示して国民に対する発明の意識をさらに高めると宣言しています。

● 第41回韓国IPGセミナー「韓国における産業財産権入門」、「日本における産業財産権入門」を開催しました

韓国特許庁国際知識財産研修院(IIPTI)と共催し、韓国知財に関心のある日本企業に対して、韓国における産業財産権の基礎を解説し、日本知財に関心のある韓国企業に対して、日本における産業財産権の基礎を、オンラインセミナー形式でわかりやすく紹介しました。IIPTIとJETROとの共催セミナーは初めての取り組みとなりました。この取り組みを通じて、双方の国における知的財産制度を、各国に関心のある企業等を中心に理解を深めてもらうことによって、それぞれの国において知的財産制度の活用が促進され、知財業界の活性化につながることが期待できます。

韓国における産業財産権入門

1. プログラム（日本語で解説）

- ① 14:30～14:40 「開会挨拶」 IIPTI
- ② 14:40～15:40 「韓国における産業財産権入門」
 - 産業財産権の定義
 - 産業財産権の種類(特許、商標、デザイン)
 - 最近の制度の動向
 - 日本企業の韓国進出および知財権活用に関連する事例
ジョン・ソクヒョン/キム・ジンベク弁理士
- ③ 15:40～15:50 「質疑応答」
- ④ 15:50～16:00 「閉会挨拶」 IIPTI

2. 講師紹介

- 

【弁理士】韓国(2011)、【行政士】韓国(2020)

 - KIM & CHANG(2012～2021.5./2024.5.～)
 - 農村振興庁農業工学研究所 (2000-2004)
 - 韓国特許庁(2004-2012) 機械金属建設審査局、特許審判院
 - 法律事務所GURU(2021.6.-2022.3.)
 - 特許法人GURU(2022.4.-2024.4.)
 - 大統領直属国家知識財産委員会専門委員(2022.4.～2024.4.)
 - 大田高等検察庁令状審議委員会委員(2023.1.～)

- 

【弁理士】韓国 (2004)

 - KIM & CHANG (2012～)
 - 法務法人和友 (2005～2006)
 - トヨタテクニカルディベロップメント(株) (2006～2008)
 - 富士通(株) (2008～2012)



オンライン研修風景

研修では、知識財産権・知的財産権の定義からはじまり、特許・実用新案・デザイン・商標などの各制度についての解説や、審査・審判に関する手続きの解説が行われました。続いて、日系企業の韓国進出状況、韓国ビジネスに関連する知財紛争事例、などが解説されました。

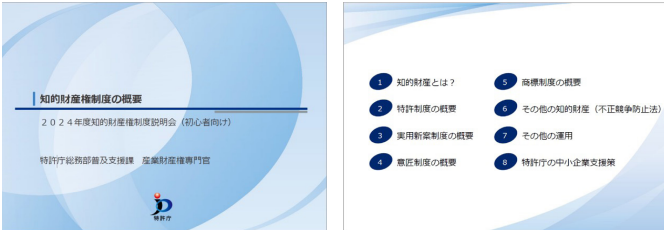
日本における産業財産権入門

日本知財に関心のある韓国企業に対して、日本における産業財産権の基礎について、日本国特許庁の総務部普及支援課産業財産権専門官が作成した、2024年度知的財産権制度説明会（初心者向け）資料である、「知的財産権制度の概要」を用いて、JETROソウルから日本語で解説を行い、韓国語に通訳しました。なお、当該資料は、日本国特許庁のウェブサイトからダウンロード可能です。

https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/2024_chizai-setsumeikai_beginner.html

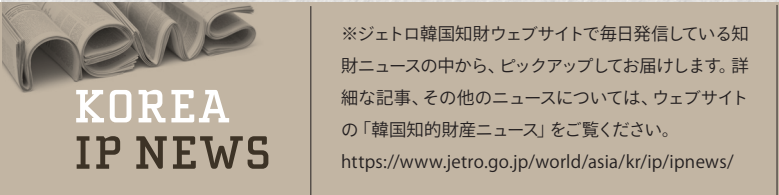
また、独立行政法人工業所有権情報・研修館の「IP ePlat」にてオンライン配信もなされていますので、こちらで学習することも可能です。

日本の産業財産権制度の概要を解説するとともに、実際に日本で特許、意匠、商標などが活用されている事例などを、当該資料を用いてわかりやすく解説しました。



知的財産権制度の概要

今回のセミナーを通じて、双方の知財制度や活用事例についてわかりやすく理解できる場を生み出すことができました。2025年も同様に、双方の制度理解を深めることが可能となるセミナーの検討を行う予定です。ぜひ、ご関心のある皆様におかれましては、ご参加ください。

※ジェトロ韓国知財ウェブサイトで毎日発信している知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ウェブサイトの「韓国知的財産ニュース」をご覧ください。
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/>

①「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」が8月7日から施行される | 韓国特許庁 (2024.8.6)

韓国特許庁は「産業財産情報の管理及び活用促進に向けた法律（以下、「産業財産情報法」）が8月7日水曜日から施行されると発表した。特許庁が保有している世界5.8億件の特許情報（商標・意匠の情報を含む）は、研究開発（R&D）の重複防止および産業・経済・安全保障に関する主要話題の分析、国家政策および企業の経営戦略策定などに戦略的に活用することができる非常に重要な情報である。しかし、このように膨大に特許情報が蓄積されているにもかかわらず、これまで活用できる法的根拠が不十分であったため、特許情報を積極的に活用することが難しかった。産業財産情報法には、①国家安保・技術流出防止を目的とする産業財産情報の提供、②技術・産業への支援を目的とする産業財産情報の分析・活用、③特許情報インフラの構築などが盛り込まれている。国家安保に関わる技術の流出を防止するために、出願中の特許情報を分析・活用できる根拠を設け、分析結果を国家行政機関に提供するなど、技術保護に向けて機関間の協力体系を構築することができるようになる。また、特許庁は、産業財産情報法の施行に合わせて特許情報の戦略的分析・活用に向けたさまざまなデータの構築、技術流出の防止および保護、産業財産情報活用への支援などを盛り込んだ産業財産情報活用に関する基本計画も年内に立てる予定だ。そのため6月には産業界・学界など外部の専門家からなる産業財産情報活用基本計画の策定推進団を立ち上げ、関連部処、特許情報サービス企業、出願人・発明者など各界各層からさまざまな意見を取り集めて基本計画を立てる考えだ。

② 韓国のハーグ協定加盟10周年を記念する「第13回韓日中デザインフォーラム」が成功裏に開催 | 韓国特許庁 (2024.9.3)

韓国特許庁は9月3日火曜日、韓国のハーグ協定※加盟10周年を記念する「第13回韓日中デザインフォーラム」を成功裏に開催したと発表した。※ 一つの出願手続きで締約国に同時に意匠出願した効果が得られる国際条約であり、韓国は2014年に加盟

韓国特許庁のキム・シヒョン次長からの開会の挨拶と世界知的所有権機関（WIPO）のダレン・タン事務局長からのビデオメッセージに続き、韓国、日本、中国の特許庁関係者とインテリア・建築のデザイン分野の専門家が意匠保護に関する踏み込んだ議論を交わした。

韓国、日本、中国の特許庁関係者が自国における最新の意匠保護制度の改正やハーグ（意匠の国際出願）システム利用の現状について紹介した。参加者は日本と中国で有効な意匠保護戦略を策定する際に活用できる有意義な情報を得ることができた。

③ 2027年まで企業の産業財産権200万件確保、ダイナミック経済の実現を目指す | 韓国特許庁 (2024.11.5.)

半導体・二次電池に次ぎバイオ分野の技術について優先審査制度を導入する。人工知能（AI）技術を活用してオンライン上の模倣品販売を24時間体制でモニタリング・取り締まる。韓国特許庁は11月5日火曜日、ダイナミックな経済の実現に向けて知財の好循環を促進する「知的財産基盤ダイナミック経済の実現戦略」を発表した。ユン・ソンニョル政権発足後2年半が経ち任期の折り返し点を迎えて策定した知財総合戦略であり、経済の主体となる革新を権利化・収益化して再び革新に投資するという「知財の好循環」を強化させ、韓国企業が保有する産業財産権の規模を2021年153万件から2027年200万件まで拡大する計画だ。キム・ワンギ庁長は「知財はイノベーションであり、ダイナミックな経済成長のカギとなる」と強調し、「韓国出願人の保有特許100万件、IP金融10兆ウォン突破、知財犯罪に対する量刑基準の引き上げなど、ユン・ソンニョル政権発足後積み上げてきた成果を基に、とどまることなく、今回策定した戦略を円滑に進めてダイナミック経済の実現に一助する」と述べた。

④ 韓国の商標コンセント制度、運用開始6か月で利用件数600件…大・中小企業の共生を図る | 韓国特許庁 (2024.11.15.)

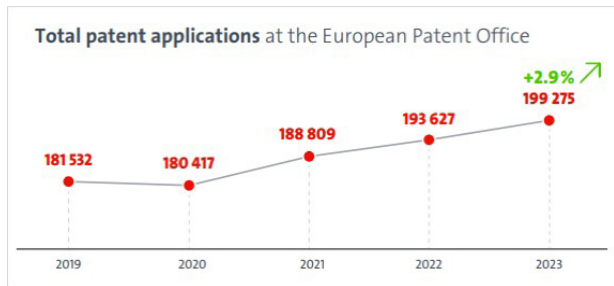
スタートアップの（株）IAMDTは、ペットの健康診断プログラムの名称を商標登録出願し関連製品を発売する計画であったが、海外大手企業の先願先登録商標により拒絶査定が通知され、今後の事業展開に悩んでいた。しかし、商標共存同意（コンセント）制度を活用して商標権を確保しビジネスの安定化を図ることができた。韓国のスタートアップが海外大手企業の同意により商標権を無事に登録した点から共存同意制度が安定的に定着したことがわかり、大手企業と中小企業の間の共生協力を図る事例となった。韓国特許庁は、商標法改正※により今年5月から運用されている「商標共存同意制度」が安定的に定着したと発表した。※ 商標法の一部改正（法律第19809号、2023年10月31日改正、2024年5月1日施行）
先行登録商標権者の同意があれば類似する商標であっても後願商標の併存登録を認める同制度の施行（2024年5月1日）以降、6か月の間（2024年5月1日～11月6日）約600件の申請があった。そのうち約200件は登録査定が通知され、企業・小規模事業者・個人の間で起こる商標権紛争を予防する効果があると思われる。


欧州での特許出願件数、韓国が第5位へ浮上！



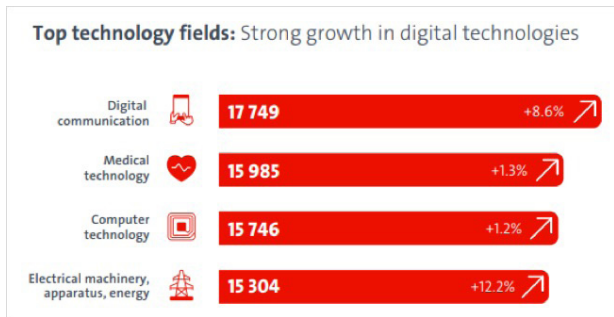
欧州特許庁（EPO）が最近発表した「2023特許統計（Patent Index 2023）」によると、韓国が初めて欧州への特許出願国として、第5位であったことがわかりました。この結果を受けて、韓国特許庁は、3月26日に欧州への出願状況等について発表を行いました。

1. 全体の傾向



EPO特許出願件数の傾向（Patent Index 2023より）

EPOの2023特許統計によりますと、EPOへ出願された特許出願件数の傾向は、この5年間で増加傾向にあります。



技術分野別の上位傾向（Patent Index 2023より）

また、技術分野別の傾向においては、デジタル技術が非常に堅調な成長を行っている点が見て取れます。

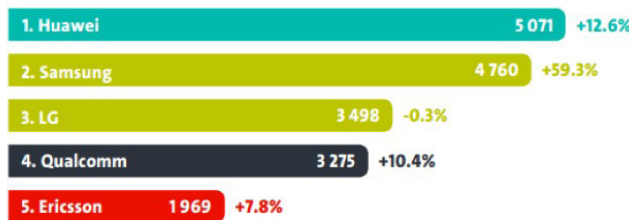
2. 国別、企業別の動向

次に、EPOへの出願件数を国別で見ますと、韓国からの特許出願が、前年比伸び率が第1位の21%となり、次表のとおり全体で第5位となりました。上記技術分野別の統計にもあったとおり、欧州への特許出願は、デジタル技術が堅調にあり、当該技術分野は韓国企業の強い技術分野であり、今回の結果に表れています。また上位出願人別のランキングでは、韓国企業であるサムスン、LGが、それぞれ、2位と3位にランクインしています。特にサムスンは、前年比59.3%増加と大幅な特許出願件数の増加が見られます。

国別ランキング	国別の出願件数（増減率）	
1 (-)	アメリカ	48,155 (+0.4%)
2 (-)	ドイツ	24,966 (+1.4%)
3 (-)	日本	21,520 (-0.3%)
4 (-)	中国	20,735 (+8.8%)
5（↑前回6）	韓国	12,575 (+21.0%)
6（↓前回5）	フランス	10,814 (-1.5%)

EPOへの特許出願国別上位ランキング

Top applicants for European patents in 2023



EPO特許出願企業上位（Patent Index 2023より）

3. 注目分野

韓国特許庁の発表によりますと、「国家競争力を左右すると思われる先端技術分野でほかの国に比べて優位を確保していることがわかった。とりわけ、半導体分野ではコア技術の先取りに向けた韓国、アメリカ、中国間の競争が激しくなっていることがわかった。」「蓄電池分野（2次電池を含む）でLG1位、サムスン3位、SK5位など、韓国勢3社が上位5位に入り、韓国企業が同分野で強みを持っていることがわかった。」との分析がなされています。半導体や蓄電池分野の技術競争力が、欧州においても今後の注目分野となりそうです。

4. まとめ

半導体や蓄電池に関しては、韓国特許庁においても迅速な権利化を行う審査体制を整備し、EPOや日本を含めたIP5等、諸外国との制度調和も進められています。世界で技術覇権争いが激化しており、当該技術分野の今後の状況に注視したいと思います。

日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 副所長 大塚 裕一(日本国特許庁知財アタッシュエ) 2002年日本国特許庁入庁後、特許審査官・審判官として審査・審判実務や管理職務に従事。また特許庁 総務課・調整課・審判課での課長補佐、英国ケンブリッジ大学 客員研究員、(国)山口大学大学院技術経営研究科准教授、(独)INPIT知財人材部長等を経て現職。

韓国における知的財産権QRコード表示



韓国特許庁は5月6日に、電子商取引（EC）プラットフォームの事業者・販売者および一般国民を対象に、「知的財産権QRコード表示推奨キャンペーン」を実施すると発表しました。知的財産権の正しい表示への認識向上や虚偽表示の根絶を目的とし、スマートフォン等で手軽にQRコードを読み取ることによって、その権利がどのような状況にあるのかを確認できる点を周知し、正しい知財の認識を啓蒙することが目的となっています。

1. 知的財産権の状況を確認

特許権や、デザイン（意匠権）、商標権などは、特許庁における審査を経て、登録要件を満たしたもののみが登録され、その権利の効力を発揮します。ところが、ただ単に出願しただけであって、登録には至っていないものにおいて、あたかも権利の効力を有するかのような表記がなされているもの等が存在しています。例えば、「特許出願済み!」などと表記されているものは、特許出願した事実は真実であっても、特許出願は誰でも可能なため、その事実をもって、何かしらの有利な状況有無を確認することは困難です。もし、「特許権取得済み」のような状況であれば、少なくとも特許庁における審査を通過し、特許権として登録された事実は確認できます。ただし、特許権を取得していたとしても、登録期間を過ぎていたりすると、当該権利の効力はすでに終わっていることもあります。このような種々の状況を正しく理解することは、誤った商品やサービスの認識を防ぐことになり、重要となります。また、あたかも「特許権」を取得しているかのように、悪意を持った表示で、消費者を惑わすような表示が行われることもあり、虚偽表示と認められることもあります。多くみられる知財権虚偽表示の例としては、製品に適用されていない知財権登録（出願）番号の表示、拒絶された出願（登録）番号の表示、消滅された権利の表示、出願中の製品に登録番号を表示、名称の誤表示、出願していない商標・製品に出願（登録）と表示する行為などが含まれます。

2. 知的財産権のQRコード

現在、韓国特許庁に出願し、登録になった特許には、特許証が発行されます。ソウルの街中のお店にも、この特許証が飾られている光景を時折みかけます。この特許証には、その登録された発明に関する情報などが記載されていますが、QRコードも記載されています。スマホでこのQRコードを読み込めば、当該特許権に関する詳細な状況を確認することができます。このように容易に知財権の出願や登録の状況を確認できるQRコードのより一層の利

用促進を目指して、今回のキャンペーンが実施されることとなりました。

3. ECプラットフォームでの必要性

昨今、現実の実店舗での買い物よりも、インターネットを通じた、ECプラットフォームでの買い物を行う割合が増加してきました。ECプラットフォームでは、現実の物品等の確認ができないため、消費者が知財権の虚偽表示の真贋判定が難しいとの指摘があったということです。そこで韓国特許庁は、ECプラットフォームの販売者を対象に懇談会と教育活動などを行い、消費者が知財権情報をQRコードでスキャンして簡単に確認できるように、当該知財権QRコードの表示を推奨していく方針を発表しました。また、ガイドライン、SNSイベント、PR動画の制作などでキャンペーンを広く展開していく計画も策定中とのことです。さらに、韓国知識財産保護院ウェブサイトからは、知財権QRコードで知財権情報を確認する参加型イベントも行われ、参加者には抽選で特典を提供するとのことです。



知財権情報を提供するKIPRISのトップページ

4. まとめ

今回の発表にあたって、特許庁の産業財産保護協力局長は「知的財産権表示は製品に対する消費者の信頼性向上や不要な知財権紛争を事前に防ぐ効果がある」とし、「今回のキャンペーンを実施することで、正しい知財権表示の重要性について消費者の認識が高まるきっかけになってほしい」と述べたとのことです。虚偽表示などの防止としても重要ではありますが、身近な物品などが、実は知的財産権を取得しているという新たな発見になった場合には、どのような状況になっているのか、自分のスマホからその状況を見てもの面白いかもしれません。

日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 副所長 大塚 裕一(日本国特許庁知財アタッシュエ) 2002年日本国特許庁入庁後、特許審査官・審判官として審査・審判実務や管理職務に従事。また特許庁 総務課・調整課・審判課での課長補佐、英国ケンブリッジ大学 客員研究員、(国)山口大学大学院技術経営研究科准教授、(独)INPIT知財人材部長等を経て現職。

日中韓知的財産協力の10年ビジョン



2024年5月27日、韓国・ソウルにおいて第9回日中韓サミットが開催されました。岸田文雄内閣総理大臣、尹錫悦（ユン・ソンニョル）韓国大統領（議長）、李強（リ・キョウ）中国國務院総理の3か国首脳が出席し、「3か国知的財産協力の10年ビジョン」が共同宣言の付属文書として採択され、今後、知的財産分野での協力をさらに強化していくこととなりました。

1. 3か国の知財の状況

日中韓3か国の特許庁は、特許審査情報の交換及び活用を促進し、特許審査実務を調和させ、国際規範を確立することを目的として、2001年に3か国の知的財産分野における協力体制を立ち上げました。その後、継続的な協力を深め、この20年間で、3庁が取り扱う特許出願件数は世界全体の40%から60%以上に増加し、商標出願件数は世界全体の20%から50%以上に増加し、これが、北東アジアのみならず、世界の技術発展及び経済成長を促進する上で3庁が重要な役割を果たしてきました。この期間においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のような世界的危機もあったところ、技術進歩およびイノベーションがこれらの危機を克服する鍵であり、知的財産がそれらを達成するための触媒的要因であることを認識することとなりました。このような状況を鑑みて、次の10年にわたって、3庁での取り組みが今回、「3か国知的財産協力の10年ビジョン」として、定められました。なおサミットの情報については、日本国外務省のウェブサイト「第9回日中韓サミット」をご参照ください。

2. 1. 新技術への対応

1つ目の内容は、「3庁は、急速に変化する技術に対応し、受け入れることができる知的財産制度を確立する。3か国の大学、企業及び研究機関がAI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）などの第四次産業革命技術の分野で革新的な物品、サービス及びソリューションを開発し、発表することが期待される中、3庁は、これらの創作物に対して適切な種類の知的財産権が適時に付与され、それらが法律によって適切に保護されるよう、関連するルール、審査実務及び制度を改善するために協働する。」というものです。これは、昨今急速に技術が発展するとともに、専門家ではない者であっても、発明等を行うことが可能になってきた状況を踏まえて、これらの対応を協働して検討・対応を行うというものになります。AIを使った特許出願も実際に行われており、世界的に喫緊の対応課題となっています。

2. 2. 特許情報の活用支援

2つ目の内容は、「3庁は、特許情報の公共のアクセシビリティを向上させ、民間部門による利用を奨励するために、共同で取り組む。3庁は、学界、研究グループ及び産業界が研究開発及び投資活動の方向性を定め、市場参入戦略を策定する上で、特許情報の分析が優れた指針を提供し得ることを認識する。この精神に基づき、3庁は、特許情報を相互に交換し、共有された情報を無償で公共に開示し、民間部門が開示された特許情報を最大限に活用することを支援することにより、技術開発及びイノベーション主導の成長を達成しようとする他国の取組を支援することにコミットしている。」というものです。韓国においては、IP R&Dと呼ばれていますが、特許情報を先行技術調査以外にも、ビジネス戦略策定に用いることにより、さらなる知財情報の価値増大を目指す内容となります。

2. 3. 他国への支援

3つ目の内容は、「3庁は、「三か国+X知的財産協力」を追求する中で、3庁が共に築き上げてきた価値ある成果を共有するため、知的財産協力が3か国を越え、他国や地域にも拡大するよう努める。3庁は、知的財産協力のパートナーを見つけるため、協力のニーズ若しくは相乗効果を生み出す余地がある国又は地域機関（ASEAN など）を主に検討する。3庁は、これが世界的な知的財産格差の縮小による、世界の均衡のとれた成長への第一歩になると信じる。」というものです。ビジネスにおいても第3国における3か国協力が盛んになっておりますが、知財の分野においても、特にASEAN地域への協力を3庁の協力において進めるという内容になります。

3. まとめ

いずれの内容も、知財分野のみならず、ビジネスや外交分野においても重要なトピックになっています。AIのイノベーションの速度は非常に早く、知財権をどのように設定するのか、慎重かつ迅速な対応が求められており、3庁の協働は重要な意味を持ちます。また、このような変化の激しい中で、ビジネス戦略を策定するうえで非常に有用な特許情報の活用は、すでに産業界からも求められているところです。さらに、第3国での協力も重要性を増しています。次の10年に期待が高まります。IPG

日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 副所長 大塚 裕一(日本国特許庁知財アタッシュエ) 2002年日本国特許庁入庁後、特許審査官・審判官として審査・審判実務や管理職務に従事。また特許庁 総務課・調整課・審判課での課長補佐、英国ケンブリッジ大学 客員研究員、(国)山口大学大学院技術経営研究科准教授、(独)INPI知財人材部長等を経て現職。